

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、令和2年度の国民健康保険税が減免となる可能性があります。

### 【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

→ 保険税を全額免除

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

→ 保険税の一部もしくは全額を免除

※ 保険税が一部もしくは全額が免除される具体的な要件  
世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のうち、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険税の減免額は、減免対象保険税額 (A × B / C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A × B / C)	合計所得金額に応じた減免割合 (D)
A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
	400万円以下の場合 : 10分の8
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	550万円以下の場合 : 10分の6
	750万円以下の場合 : 10分の4
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

### 【注意事項】

- ・申請から減免可否の通知までは2カ月ほどかかります。なお、多数の申請があった際には更に遅れる場合もありますのでご了承ください。
- ・提出書類に不備・不足があった場合は再提出を求める場合があります。その場合、減免可否の通知も遅れますので、申請の際はお気をつけください。